

納税証明書を代理申請される場合 委任状への押印が不要になりました

令和4年度から納税証明書を代理で交付申請される方について、委任状への押印が不要となりました。申請書備考欄には下記代理人情報を記載いただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願いします。

(従来どおり押印により委任されている場合でも、納税証明は交付できます。)

■対象となる手続き

自動車税種別割の継続検査・構造等変更検査（車検）用納税証明書を除く全ての納税証明書の交付申請

■申請書備考欄への記載

代理人住所・代理人氏名・代理人電話番号*・納税者との関係

※委任者連絡先電話番号とは異なる電話番号の記載をお願いします。

■ご注意事項

委任事実を確認する必要がある場合には、電話等により委任者への確認や、社員証等追加の確認書類の提示をお願いすることがございます。

■お問い合わせ先

- ・和歌山県税事務所（管轄区域：和歌山市・海南市・海草郡）
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地（県庁第2南別館）
TEL：073-441-3394（総務課）
- ・紀北県税事務所（管轄区域：紀の川市・岩出市・橋本市・伊都郡）
〒649-6223 岩出市高塚209（那賀総合庁舎内）
TEL：0736-61-0010（納税課）
- ・紀中県税事務所（管轄区域：有田市・御坊市・有田郡・日高郡）
〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1（有田総合庁舎内）
TEL：0737-64-1259（納税課）
- ・紀南県税事務所（管轄区域：田辺市・新宮市・西牟婁郡・東牟婁郡）
〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1（西牟婁総合庁舎内）
TEL：0739-26-7908（納税課）

